



伊万里市公告第32号

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和3年 7月 1日

伊万里市長 深浦 弘信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2 縦覧場所
伊万里市役所建設農林水産部農山漁村整備課林務水産係（2階）
伊万里市ホームページ

3 権利の設定
この公告により、伊万里市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。